

誰もが安心して暮らせるまちであるために

市は、全ての人障害の有無にかかわらず、共に生きていけるよう、障害者への差別解消に取り組み、住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう支援しています。

☎障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)

障害者・家族の身近な相談窓口

安心して暮らせるように

市には、障害のある人や、その家族など関係者からの相談に応じ、専門機関とも連携して、困り事を解決につなげていく窓口があります。

各区に1カ所ずつ、障害者基幹相談支援センター(右記)、障害者相談支援事業所を設置しています。相談は無料で、プライバシーに特に配慮していますので、お気軽にご相談ください。詳しくは市ホームページで。

ホームページで。

市HP ページ番号 18849



◆各区障害者基幹相談支援センター

区	連絡先	区	連絡先
中	☎298-5575 ☎545-8801	安佐南	☎207-4338 ☎831-7734
東	☎573-0140 ☎229-7008	安佐北	☎881-1441 ☎562-2424
南	☎207-0636 ☎207-0626	安芸	☎881-7110 ☎894-0403
西	☎270-1249 ☎270-1248	佐伯	☎924-0028 ☎943-8874

ヘルプマークを見かけたら思いやりのある行動を

外見からは分からなくても 援助が必要な人がいます

ヘルプマーク(右)は、義足や人工関節を使用している人、内部障害者や難病患者、妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に示すことで、援助を得やすくするものです。

このマークを付けている人を見かけたら、電車・バスなどで席を譲る、困っていたら声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。

【配布場所】
障害福祉課、各区福祉課、各出張所



事業者による障害者への合理的配慮が法的義務に

改正障害者差別解消法の施行

障害者差別解消法(平成28年施行)は、障害を理由とする差別をなくし、全ての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。

令和6年4月1日からは、「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による「合理的配慮」は、努力義務から法的義務になります。

不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例など、詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 356892



◆同法施行による、令和6年4月1日以降の事業者の変更点

事業者の行為	R6.3.31まで	R6.4.1から
障害のある人への合理的配慮	努力義務	法的義務

虐待のサインに気付いてください

障害者の虐待を防ぐため、 早期発見・早期通報を

障害者への虐待は、尊厳を傷つけ、自立や社会参加を妨げます。

虐待を受けた人の態度や様子には、何らかのサインが出ています。サインに気付くことが虐待の早期発見と防止につながります。

虐待のサイン(例) 体に傷やあざが絶えない、衛生状態が悪い、空腹を訴える、日常生活に必要な金銭を渡されていない など

障害者への虐待では? と思ったら

市障害者虐待通報ダイヤル(24時間受付)

☎542-5300、FAX542-5311

Eメール sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp へ通報・相談を

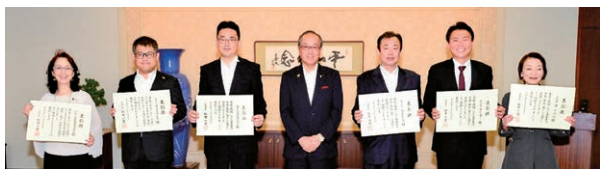
通報は匿名でも可能。通報者の情報、秘密は厳守します

男女ともに働きやすい職場づくりを応援

市が今年表彰した「広島市男女共同参画推進事業者」を紹介します。各事業者は女性の能力発揮や職域拡大、仕事と家庭・地域活動との両立支援などに積極的に取り組んでいます。

☎男女共同参画課(☎504-2108、☎504-2609)

第18回 受賞事業者と 取り組み事例(一部)



被表彰事業者と松井市長

一般表彰

■(株)清・さやか(ビルメンテナンス業)

●積極的な働き方改革の実施。近年は障害者雇用・支援にも力を入れている

■(株)タイヨー

(廃棄物収集・処理、リサイクル業)

●現場での女性の活躍を積極的にPRすることで、企業イメージが向上

■(社福)福祉広医会

(社会福祉・介護事業)

●育児・介護支援制度の拡充、資格取得のための制度、資格を生かした配置

■八千代工業(株)(製造業)

●育児に伴う特別休暇を男女ともに付与、管理職向けにメンタルヘルス研修を実施

特別表彰(一般表彰10年経過後も取り組みのさらなる充実に努めている事業者)

■(株)第一ビルサービス(第7回表彰事業者)(ビルメンテナンス業)

●女性を管理職へ積極的に登用、勤怠実績や適性を考慮した配置転換

■ひろしま管財(株)(第7回表彰事業者)(総合ビルメンテナンス業)

●非正規社員を積極的に正規社員へ登用、不妊治療のための休暇新設 など

募集します

第19回 広島市男女共同参画推進事業者表彰

被表彰事業者には、入札制度での優遇措置、低利融資があります。

対象事業者 市内に本社・本部を置く企業、協同組合、公益法人、NPO法人など

募集期間 2月15日(休)まで

申し込み 所定の応募用紙を同課へ。

詳しくは市ホームページで

市HP ページ番号 195026



魅力ある都市農業を守るために

市は、市街地の農地を守り、緑豊かな都市環境をつくるため、生産緑地制度などの取り組みを行っています。

☎農政課(☎504-2247、☎504-2259)

都市農業の多様な役割

都市農業(市街地などで行われる農業)は、消費者への新鮮な農産物の供給や身近な食農体験の場の提供、災害時の防災空間の確保といった多様な役割を担っています。

しかし、宅地の増加による営農環境の悪化や経営コストの増加などから、農業を継続することが難しくなっています。

都市農業を守るため

市街地の農地を守るため、市が開発している施策の一つに、生産緑地制度があります。農地が生産緑地地区に指定されると、農地として管理し続けることが義務付けられる一方で、固定資産税・都市計画税が宅地並み評価から農地評価に変更(税負担が軽減)されます。

詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 140055



生産緑地制度を活用している農家に話を聞きました /

農家仲間と切磋琢磨、安定経営を目指す



森岡亮太さん(43)

は、安佐北区三入の約1畝の農地でハウレンソウなど葉物野菜を中心に生産しています。3年前、生産緑地制度を活用し、三代目の農業経営者として長期継続していくことを決意しました。「税の評価が宅地並みから農地になったのが大きなメリット。パートを雇用するな

どして、出荷量を増やすことができている」と笑顔を見せます。

安定経営を目指し、地元スーパーと契約する若手農家の仲間に加わり、切磋琢磨する日々。3人の子がいる森岡さんは「いつかわが子も継いでくれたら」と緑が広がる畑で目を細めます。

